

**平成23年度版**

# **すぎなみの介護保険**

(平成22年度実績)



## は じ め に

平成 12 年 4 月に、新たな社会保険制度として開始された介護保険制度は、平成 22 年度で 11 年が経ち、第 4 期目（1 期は 3 年間）の事業運営に取り組んでいます。これまで、各期毎に改正があり、サービス内容の見直し、介護予防重視への転換、地域密着型サービスや地域包括支援センターの創設、認定調査方法の見直しなどがありましたが、介護保険制度は、着実に地域の中に定着してきました。

杉並区でも、事業開始当初と比べ、65 歳以上の方である第 1 号被保険者は、約 2 万人増え、要介護等認定者や介護サービス受給者も当初と比べ、約 2 倍に増加しています。杉並区の介護保険事業は、介護の問題を社会全体で支え合う制度として、主治医、介護支援専門員（ケアマネジャー）、サービス事業者等、多くの関係者のご努力により、順調に事業運営が行われております。

本年度は、平成 24 年度から始まる第 5 期事業計画の策定年度にあたり、「地域包括ケア」の実現に向け、医療と介護の連携の強化や介護人材の確保とサービスの質の向上を推進するため、介護保険法の一部改正がされたところです。

現在、国の社会保障審議会介護保険給付費分科会において、各種の検討が行われておりますが、杉並区でも第 5 期杉並区介護保険事業計画策定に向けた準備に取り組んでいます。

介護保険課では、毎年、介護保険事業を理解していただくための一助として、前年度の事業の概要をまとめた資料を作成しており、このたび、「平成 23 年度版すぎなみの介護保険(平成 22 年度実績)」を発行することとなりました。

区民の方や介護保険関係者の方にお読みいただき、杉並区の介護保険事業につきまして、ご理解いただければ幸いです。

平成 23 年 9 月

杉並区保健福祉部介護保険課

# 目 次

1	杉並区の高齢者人口と介護保険被保険者	1
2	要介護認定	3
(1)	要介護(要支援)認定の申請	3
(2)	認定調査	4
(3)	要介護認定調査従事者研修	4
(4)	認定審査会及び認定結果	4
3	介護保険サービスの利用	8
(1)	サービスに要する経費(保険給付費)	8
(2)	給付の適正化	10
(3)	居宅介護(予防)サービスの利用	10
(4)	その他の居宅介護(予防)サービスの利用	11
(5)	施設サービスの利用	12
(6)	地域密着型サービスの利用	13
4	各種軽減制度及び助成事業	14
(1)	高額介護サービス費	14
(2)	高額医療合算介護(介護予防)サービス費	15
(3)	利用者負担額の減免	15
(4)	特定入所者介護サービス費	16
(5)	旧措置入所者利用者負担額の減免・ 食費・居住費の自己負担額の減額	16
(6)	高額介護サービス費等資金貸付事業	17
(7)	訪問介護利用者負担額助成事業	18
(8)	住宅改修支援助成事業(ケアマネジャー等支援事業)	18
(9)	生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成	19
(10)	生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る特別助成	19
(11)	家族介護慰労金事業	19
(12)	介護保険サービス利用者負担額助成事業(区制度)	20

5	介護予防事業の実施	21
(1)	介護予防の普及啓発(一般高齢者施策)	21
(2)	介護リスクに対応した介護予防事業(特定高齢者施策)	23
6	介護保険料	25
(1)	第1号被保険者	25
(2)	第2号被保険者	27
7	介護保険財政	28
8	介護保険運営協議会	31
9	介護保険相談	32
10	介護サービス事業者への支援	33
(1)	介護サービス従事者研修	33
(2)	ケアマネジャー支援事業	33
(3)	NPO等介護保険事業者資金貸付	34
(4)	地域密着型サービス事業者の指定	35
11	介護サービス事業者の指導	36
(1)	実地指導等の状況	36
(2)	集団指導	36
12	広報普及活動	37
	介護保険制度のあゆみ	38

## 1 杉並区の高齢者人口と介護保険被保険者

介護保険の被保険者は、杉並区に住民登録・外国人登録をしている65歳以上の「第1号被保険者」と杉並区に住民登録・外国人登録をしている40歳以上64歳以下の医療保険加入者である「第2号被保険者」に区分されます。また、杉並区から区外の住所地特例対象施設\*に住民票を移した方も、引き続き杉並区の被保険者になります。

### \* 住所地特例対象施設

住所地特例とは、杉並区から区外の住所地特例対象施設に入所した方は、住所移転後も元の住所地である杉並区が引き続き介護保険の被保険者となる特例制度です。

下記の施設が対象となります。

なお、地域密着型サービスの施設(定員29人以下)は、住所地特例施設の対象外です。

- ・介護老人福祉施設      ・介護老人保健施設      ・介護療養型医療施設
- ・養護老人ホーム      ・有料老人ホーム      ・軽費老人ホーム
- ・適合高齢者専用賃貸住宅

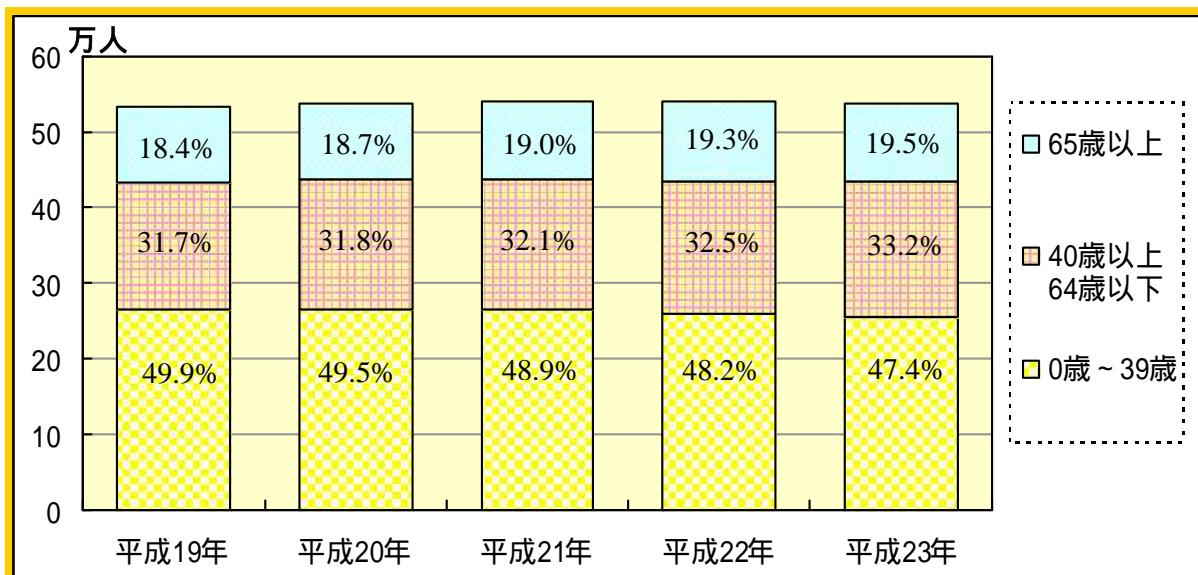
### 【 杉並区の高齢者人口と介護保険被保険者の状況 】

区 分		平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
総人口(人)	男	256,637	259,118	260,378	259,718	259,042
	女	275,038	277,540	279,206	279,493	279,661
	計	531,675	536,658	539,584	539,211	538,703
第2号被保険者(人) (40歳以上64歳以下)	男	84,036	85,341	86,422	87,449	89,064
	女	84,420	85,346	86,603	87,647	89,779
	計	168,456	170,687	173,025	175,096	178,843
高齢者(人) (65歳以上)	男	39,567	40,560	41,720	42,367	42,438
	女	58,553	59,729	61,003	61,866	62,130
	計	98,120	100,289	102,723	104,233	104,568
高齢化率(%)	男	15.42%	15.65%	16.00%	16.31%	16.38%
	女	21.29%	21.52%	21.80%	22.14%	22.22%
	計	18.45%	18.69%	19.04%	19.33%	19.5%
前期高齢者(人) (65歳以上74歳以下)	男	22,097	22,384	23,021	23,136	22,679
	女	28,142	28,067	28,342	28,234	27,418
	計	50,239	50,451	51,363	51,370	50,097
後期高齢者(人) (75歳以上)	男	17,470	18,176	18,699	19,231	19,759
	女	30,411	31,662	32,661	33,632	34,712
	計	47,881	49,838	51,360	52,863	54,471
第1号被保険者数	計	98,648	100,790	103,263	104,833	105,197
第1号被保険者のいる世帯数	計	73,342	74,937	76,735	77,955	78,431

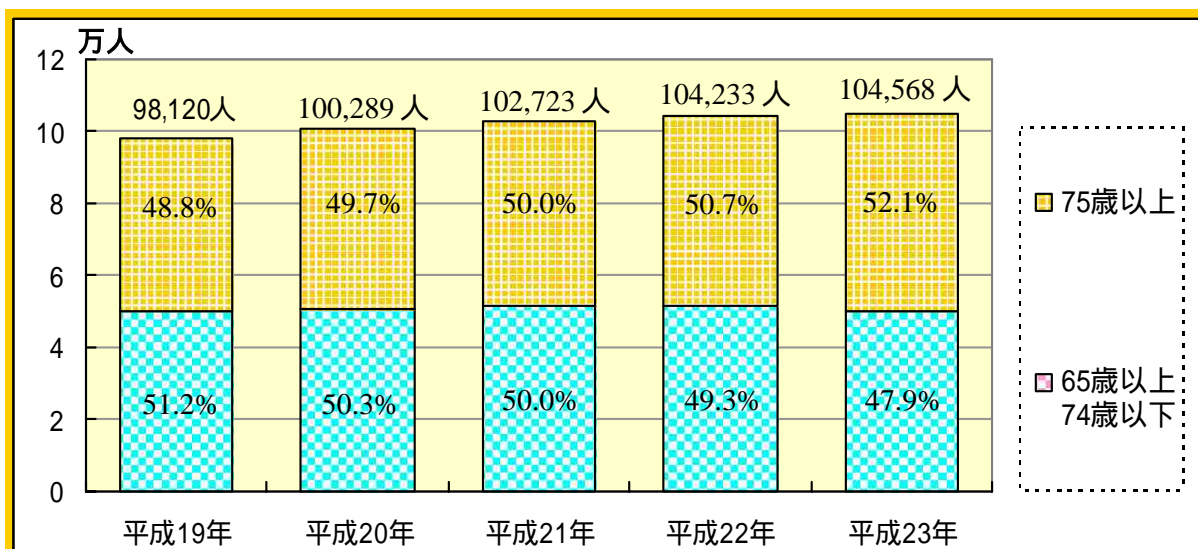
人口は住民基本台帳と外国人登録者の合計数値で、4月1日現在数です。

第1号被保険者数と第1号被保険者世帯数は、外国人被保険者と住所地特例被保険者を含む3月31日現在数です。

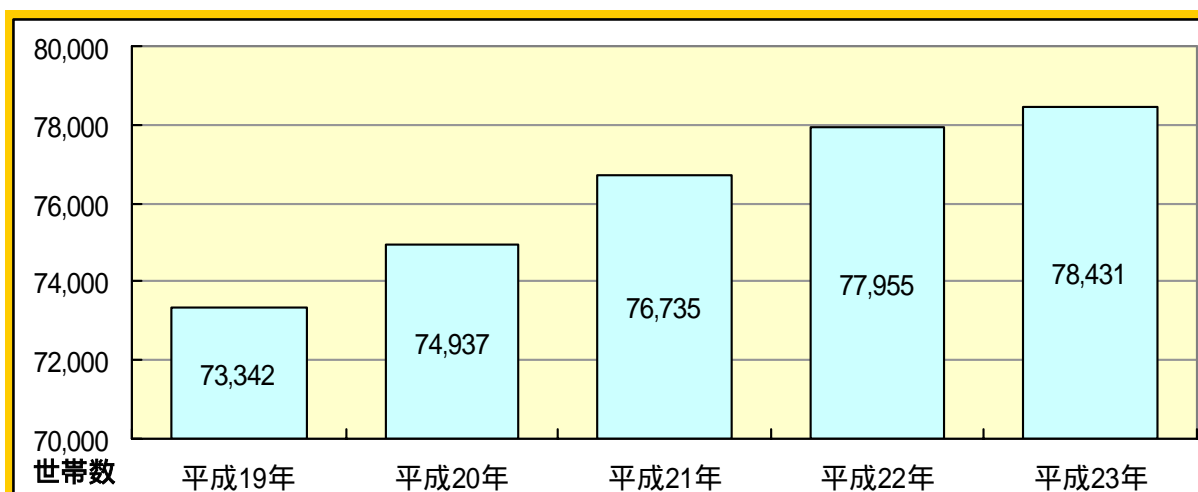
【 杉並区の人口と高齢者の割合 】



【 高齢者の年齢割合 】



【 第1号被保険者のいる世帯数 】



## 2 要介護認定

### (1) 要介護(要支援)認定の申請

区役所(平成20年度までは介護予防課、平成21年度からは介護保険課)・地域包括支援センター(ケア24)で申請を受け付けます。

#### 【申請件数と認定審査会開催の状況】

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
認定申請件数	21,737	20,578	21,920	22,053	25,273
新規	5,395	5,733	5,959	5,914	6,566
転入	269	214	225	206	238
更新	14,108	13,123	14,203	14,508	16,827
区分変更	1,946	1,476	1,527	1,425	1,640
認定取消	19	32	6	12	2
審査会開催回数	585	574	576	573	613

認定取消は、地域支援事業利用への移行のためです。

平成21年度は、「認定取消」は「認定申請件数」に含まれていません。

#### 【平成22年度月別認定申請件数の内訳】

区分	新規	転入	更新	区分変更	認定取消	合計
4月	508	27	1,295	137	0	1,967
5月	475	16	1,183	115	0	1,789
6月	542	16	1,584	156	1	2,298
7月	522	14	1,472	149	0	2,157
8月	591	26	1,460	151	0	2,228
9月	571	15	1,376	121	0	2,083
10月	521	16	1,388	134	1	2,059
11月	558	29	1,442	137	0	2,166
12月	496	17	1,405	110	0	2,028
1月	631	20	1,583	134	0	2,368
2月	569	17	1,247	144	0	1,977
3月	582	25	1,392	152	0	2,151
合計	6,566	238	16,827	1,640	2	25,273

## (2) 認定調査

区の職員または区が委託した事業所の調査員が自宅等を訪問し、心身の状況などを調査します。

### 【 事業所別調査件数の状況 】

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
区役所	1,831	1,267	550	624	937
地域包括支援センター	7,489	5,993	5,110	4,204	4,100
社会福祉協議会	3,141	6,324	7,066	7,691	9,132
居宅介護支援事業所等	8,845	8,015	8,895	9,089	10,520
合 計	21,306	21,599	21,621	21,608	24,689

平成 21 年度からは、3 月末日までに調査票を受理した件数です。

## (3) 要介護認定調査従事者研修

認定調査に従事する調査員が、公平・公正かつ適切な調査を実施するため、必要な知識・技能の修得を目的として、新任研修及び現任研修を実施しています。

### 【 開催実績 】

研修名	回 数	参加人数合計	備 考
新任研修	5 回	70 人	随時開催
現任研修	1 回	45 人	10 月開催

## (4) 認定審査会及び認定結果

要支援・要介護の認定は、介護認定審査会の判定に基づき行います。平成 18 年 4 月更新分から要支援 1・2、要介護 1～5 の 7 段階の認定を行っています。平成 17 年度以前は、要支援、要介護 1～5 の 6 段階の認定を行っていました。

### 【 認定審査会委員数 】

区 分	医 療	保 健	福 祉	合 計
委員数	62 人	46 人	38 人	146 人

委員数は、杉並区介護保険条例第 6 条で 150 人以内と定められています。



【 審査会判定結果内訳 】

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
居宅	非該当	402	333	360	211	269
	要支援	108	0	0	0	0
	要支援 1	3,350	3,515	4,175	3,703	4,612
	要支援 2	3,364	2,896	2,729	2,894	3,348
	要介護 1	2,924	3,005	3,276	3,456	4,157
	要介護 2	2,389	1,982	1,947	2,271	2,344
	要介護 3	1,447	1,340	1,320	1,257	1,358
	要介護 4	948	847	774	821	932
	要介護 5	725	547	619	644	790
	小 計	15,657	14,465	15,200	15,257	17,810
施設	非該当	26	20	17	23	29
	要支援	10	0	0	0	0
	要支援 1	207	190	215	231	310
	要支援 2	271	285	312	203	231
	要介護 1	506	497	578	780	923
	要介護 2	726	696	727	727	876
	要介護 3	1,005	1,047	1,211	888	1,004
	要介護 4	1,205	1,235	1,238	1,425	1,568
	要介護 5	1,563	1,410	1,600	1,610	1,902
	小 計	5,519	5,380	5,898	5,887	6,843
合計	非該当	428	353	377	234	298
	要支援	118	0	0	0	0
	要支援 1	3,557	3,705	4,390	3,934	4,922
	要支援 2	3,635	3,181	3,041	3,097	3,579
	要介護 1	3,430	3,502	3,854	4,236	5,080
	要介護 2	3,115	2,678	2,674	2,998	3,220
	要介護 3	2,452	2,387	2,531	2,145	2,362
	要介護 4	2,153	2,082	2,012	2,246	2,500
	要介護 5	2,288	1,957	2,219	2,254	2,692
	合 計	21,176	19,845	21,098	21,144	24,653

「居宅」、「施設」の区分は、認定審査時に行います。

各年度、審査会における判定件数の合計です。

申請の取下げや転入者は審査会に付議しない等の理由により、認定申請時と判定時の件数は一致しません。

【 要介護・要支援認定者数の状況 】

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
第 1 号被保険者	要支援	5,128	5,055	5,395	5,335	5,857
	要介護	11,978	12,404	12,573	13,362	13,710
	計	17,106	17,459	17,968	18,697	19,567
第 2 号被保険者	要支援	91	94	103	100	101
	要介護	346	378	369	381	396
	計	437	472	472	481	497
合 計	要支援	5,219	5,149	5,498	5,435	5,958
	要介護	12,324	12,782	12,942	13,743	14,106
	計	17,543	17,931	18,440	19,178	20,064

各年度 3 月末日現在の数値です。

【 平成 22 年度第 1 号被保険者年齢別認定者の内訳 】 平成 23 年 3 月末日現在

年 齢	被保険者数	要支援			要介護						合計
		1	2	小計	1	2	3	4	5	小計	
65～69	26,811	123	121	244	111	108	63	79	83	444	688
70～74	23,298	248	208	456	200	250	151	112	138	851	1,307
75～79	21,890	659	438	1,097	464	476	325	264	294	1,823	2,920
80～84	16,688	1,087	660	1,747	830	741	499	472	494	3,036	4,783
85～89	10,324	906	640	1,546	909	922	625	600	611	3,667	5,213
90～94	4,426	359	268	627	508	604	459	483	470	2,524	3,151
95～99	1,474	54	75	129	125	262	204	255	262	1,108	1,237
100以上	286	5	6	11	13	36	42	77	89	257	268
合 計	105,197	3,441	2,416	5,857	3,160	3,399	2,368	2,342	2,441	13,710	19,567
被保険者との比率		3.27%	2.30%	5.57%	3.00%	3.23%	2.25%	2.23%	2.32%	13.03%	18.60%

【 平成 22 年度第 2 号被保険者年齢別認定者の内訳 】 平成 23 年 3 月末日現在

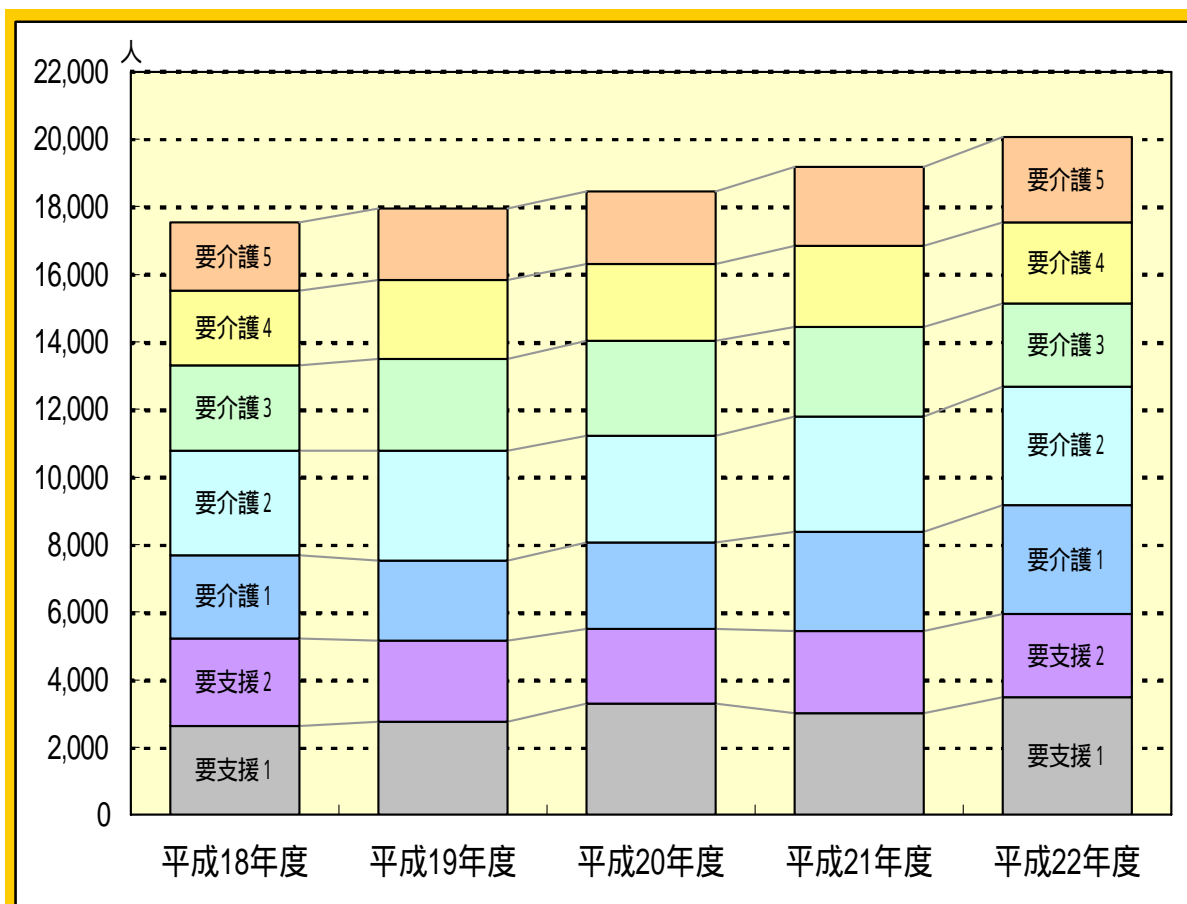
年齢別	要支援			要介護						合計
	1	2	小計	1	2	3	4	5	小計	
40～44	0	2	2	3	4	3	0	1	11	13
45～49	0	6	6	3	13	6	3	7	32	38
50～54	5	2	7	4	17	10	7	8	46	53
55～59	13	8	21	12	18	18	13	20	81	102
60～64	26	39	65	35	66	38	40	47	226	291
合 計	44	57	101	57	118	75	63	83	396	497

平成 23 年度第 2 号被保険者総数は、178,843 人(男 89,064 人・女 89,779 人)です。

【 被保険者介護度別認定者数の状況 】

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
要支援 1	2,640	2,764	3,286	3,014	3,485
要支援 2	2,579	2,385	2,212	2,421	2,473
小 計	5,219	5,149	5,498	5,435	5,958
要介護 1	2,480	2,370	2,580	2,946	3,217
要介護 2	3,080	3,274	3,149	3,414	3,517
要介護 3	2,521	2,694	2,795	2,636	2,443
要介護 4	2,236	2,359	2,282	2,428	2,405
要介護 5	2,007	2,085	2,136	2,319	2,524
小 計	12,324	12,782	12,942	13,743	14,106
合 計	17,543	17,931	18,440	19,178	20,064

各年度 3 月末日現在の数値です。



### 3 介護保険サービスの利用

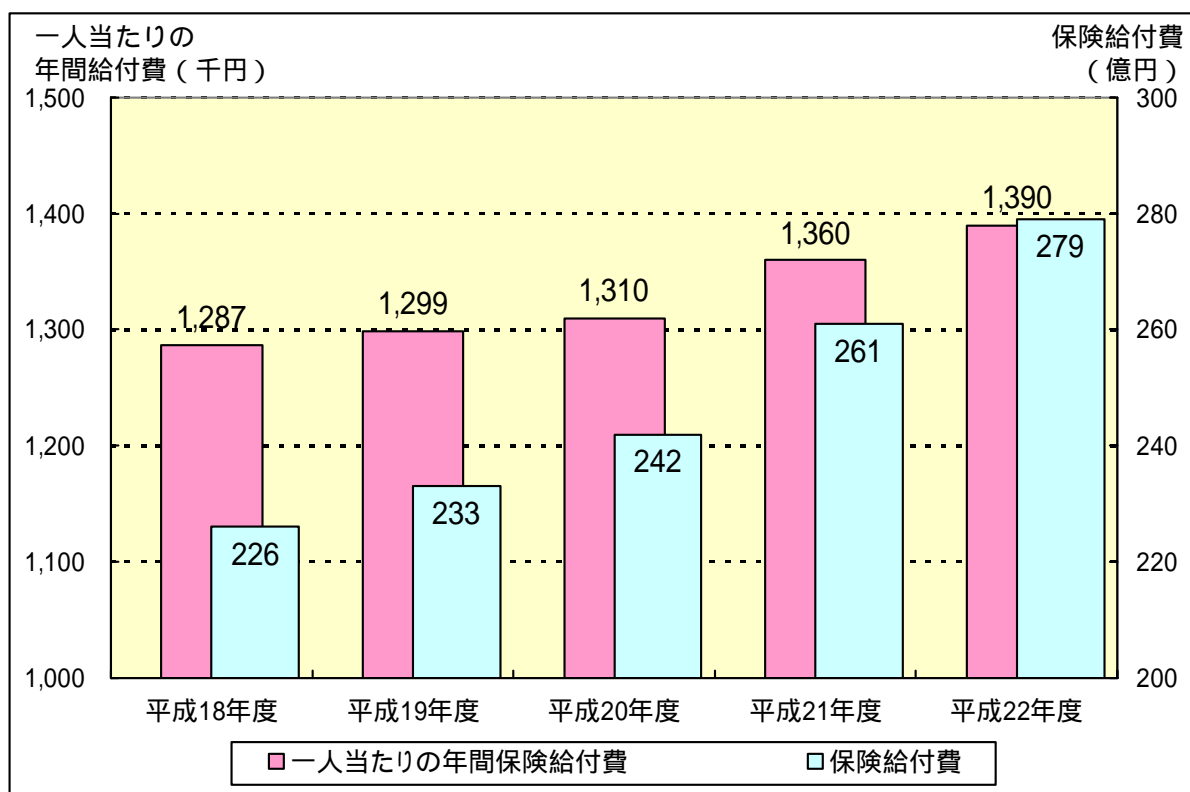
介護（予防）サービスは、要支援1・2、要介護1～5の認定を受けた方が利用できます。サービスには居宅介護（予防）サービスや施設介護サービス、地域密着型サービス等があります。サービスの利用者負担額は1割で、残りの9割は保険給付されます。

#### （1）サービスに要する経費（保険給付費）

介護（予防）サービスや高額介護サービス等の合計である保険給付費は、毎年増えています。なお、地域支援事業に要する費用は含まれません。

#### 【 保険給付費の状況 】

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
給付費	226億円	233億円	242億円	261億円	279億円



【平成22年度サービス別保険給付費の状況】

種 類	現物給付		償還払い		合 計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
居宅介護（介護予防）サービス給付費	335,364	15,088,305,134	1	9,000	335,365	15,088,314,134
訪問介護	84,744	3,818,955,834	0	0	84,744	3,818,955,834
訪問入浴介護	6,573	376,554,479	0	0	6,573	376,554,479
訪問看護	22,137	869,842,861	0	0	22,137	869,842,861
訪問リハビリテーション	1,799	60,625,424	0	0	1,799	60,625,424
通所介護	61,946	3,420,664,405	0	0	61,946	3,420,664,405
通所リハビリテーション	8,056	452,430,341	0	0	8,056	452,430,341
福祉用具貸与	65,219	867,944,283	1	9,000	65,220	867,953,283
短期入所 計	11,731	855,254,999	0	0	11,731	855,254,999
短期入所生活介護（特養）	9,949	697,845,285	0	0	9,949	697,845,285
短期入所療養介護（老健）	1,778	157,021,159	0	0	1,778	157,021,159
短期入所療養介護（療養型） 特定診療費含む	4	388,555	0	0	4	388,555
居宅療養管理指導	51,759	393,008,553	0	0	51,759	393,008,553
特定施設入所者生活介護	21,400	3,973,023,955	0	0	21,400	3,973,023,955
居宅介護（介護予防）サービス計画費	129,500	1,406,158,570	0	0	129,500	1,406,158,570
施設介護サービス給付費	31,574	8,598,094,028	0	0	31,574	8,598,094,028
介護老人福祉施設サービス	19,660	5,066,575,678	0	0	19,660	5,066,575,678
介護老人保健施設サービス	7,379	1,915,667,587	0	0	7,379	1,915,667,587
介護療養型医療施設サービス 特定診療費含む	4,535	1,615,850,763	0	0	4,535	1,615,850,763
地域密着型介護（介護予防）サービス費	9,112	1,113,998,633	0	0	9,112	1,113,998,633
夜間対応型訪問介護	1,824	43,591,048	0	0	1,824	43,591,048
認知症対応型通所介護	4,925	489,902,122	0	0	4,925	489,902,122
小規模多機能型居宅介護	250	45,955,580	0	0	250	45,955,580
認知症対応型共同生活介護	2,113	534,549,883	0	0	2,113	534,549,883
特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0
福祉用具購入費	0	0	2,180	62,490,187	2,180	62,490,187
住宅改修費	0	0	1,937	184,943,682	1,937	184,943,682
小 計	505,550	26,206,556,365	4,118	247,442,869	509,668	26,453,999,234
高額介護サービス費	4,174	44,792,988	44,333	457,407,006	48,507	502,199,994
高額医療合算介護サービス費	0	0	3,303	113,041,036	3,303	113,041,036
特定入所者介護サービス費	25,848	769,113,020	4	226,520	25,852	769,339,540
審査支払手数料	502,340	47,721,730	0	0	502,340	47,721,730
合 計	535,572	27,068,184,103	51,758	818,117,431	587,330	27,886,301,534

## ( 2 ) 給付の適正化

介護給付の適正化を図るため、利用者へ介護給付費通知を発送します。

### 【 取組状況 】

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
回 数	4 回	4 回	3 回	2 回	2 回
件数(1回あたり)	約 12,500 件	約 12,500 件	約 12,200 件	約 12,500 件	約 14,000 件

## ( 3 ) 居宅介護(予防)サービスの利用

居宅でサービスを利用する場合、ケアマネジャーにケアプラン作成を依頼し、ケアプランに基づいたサービスを利用します。

### 【 居宅介護(予防)サービス別利用件数の状況 】 (単位:件数)

サービスの種類	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
訪問介護	86,979	81,845	81,482	82,119	84,744
訪問入浴介護	6,739	6,705	6,705	6,576	6,573
訪問看護	17,920	18,373	19,637	20,334	22,137
訪問リハビリテーション	1,038	1,496	1,932	1,949	1,799
居宅療養管理指導	31,249	34,552	39,552	43,887	51,759
通所介護	38,946	43,055	47,984	53,966	61,946
通所リハビリテ - ション	9,454	9,762	9,503	8,225	8,056
福祉用具貸与	56,558	53,210	56,413	59,892	65,220
短期入所生活介護 短期入所療養介護	8,147	9,458	10,132	10,842	11,731
居宅介護支援	114,683	112,843	117,164	121,881	129,500
特定施設入居者生活介護	12,353	14,564	16,978	19,063	21,400

各年度1年間の累計数値です。

### 【 介護度別居宅介護(予防)サービス利用者数の状況 】

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
要支援	112(1)				
要支援 1	1,207(10)	1,505(12)	1,850(12)	1,666(16)	1,912(16)
要支援 2	1,349(26)	1,504(33)	1,433(35)	1,621(33)	1,723(38)
要介護 1	2,037(43)	1,697(32)	1,850(19)	2,096(29)	2,407(35)
要介護 2	2,194(70)	2,442(78)	2,418(68)	2,610(78)	2,777(97)
要介護 3	1,602(43)	1,774(59)	1,805(60)	1,807(52)	1,721(52)
要介護 4	1,153(37)	1,207(37)	1,140(37)	1,316(37)	1,344(42)
要介護 5	808(32)	839(33)	875(37)	987(41)	1,090(44)
合 計	10,462(262)	10,968(284)	11,371(268)	12,103(286)	12,974(324)

各年度3月末日現在の数値です。

( )内は第2号被保険者です(再掲)。

福祉用具購入費、住宅改修費のみの利用者は含まれません。

( 4 ) その他の居宅介護（予防）サービスの利用

福祉用具購入費の支給

貸与に適さない入浴や排せつに使用する福祉用具などを購入した場合、年間 10 万円の範囲内で保険対象となるものについて、購入費の 9 割を償還払いにより支給します。

【 福祉用具購入費の支給状況 】

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
要支援	件数	213	437	466	458	501
	金額	4,764,189	9,631,618	10,258,511	10,740,553	11,372,478
要介護	件数	1,647	1,661	1,518	1,533	1,679
	金額	47,312,939	48,345,612	44,448,432	45,018,156	51,117,709
合 計	件数	1,860	2,098	1,984	1,991	2,180
	金額	52,077,128	57,977,230	54,706,943	55,758,709	62,490,187

住宅改修費の支給

浴室やトイレに手すりを取り付けるなど、小規模な住宅改修費を、一住居 20 万円の範囲内で、保険対象となるものについて、改修費用の 9 割を償還払いにより支給します。

【 住宅改修費の支給状況 】

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
要支援	件数	292	510	583	653	664
	金額	32,731,869	54,535,153	63,454,619	67,584,891	64,806,115
要介護	件数	1,347	1,108	1,075	1,148	1,273
	金額	133,971,334	108,886,284	108,128,017	111,680,189	120,137,567
合 計	件数	1,639	1,618	1,658	1,801	1,973
	金額	166,703,203	163,421,437	171,582,636	179,265,080	184,943,682

## (5) 施設サービスの利用

施設サービスには、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設におけるサービスとして3種類があり、要介護1～5の人が利用できます。

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ⇨ 寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排泄などの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。

介護老人保健施設 (老人保健施設) ⇨ 病状が安定している方に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリを行う施設です。医学上のケアやリハビリ、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

介護療養型医療施設 (療養病床等) ⇨ 急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期間療養が必要な方のための医療機関の病床です。医療、看護、介護、リハビリなどが受けられます。

### 【 施設サービス利用者数の状況 】

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
介護老人福祉施設	1,476(12)	1,541(14)	1,527(18)	1,636(17)	1,598(16)
介護老人保健施設	564(12)	578(13)	589(11)	572(13)	595(14)
介護療養型医療施設	382(10)	405(13)	395( 8)	369( 9)	357( 7)
総 数	2,410	2,511	2,496	2,570	2,541

各年度の3月分の利用分です。「総数」は同一月に2施設以上でサービスを受けた場合は1人と計上するため、各施設の合計と一致しません。

( )内は第2号被保険者です(再掲)。

### 【 介護度別施設サービス利用者数の状況 】

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
要支援 1	1	0	0	0	0
要支援 2	8	6	1	0	0
要介護 1	99	47	67	78	117
要介護 2	303	318	281	276	254
要介護 3	514	542	555	561	511
要介護 4	746	816	786	804	762
要介護 5	739	782	806	851	897
総 数	2,410	2,511	2,496	2,570	2,541



## ( 6 ) 地域密着型サービスの利用

高齢者が要介護（支援）状態になっても、できるかぎり住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするために、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点をづくり、提供するサービスです。原則として、杉並区民のみが利用できます。

### 【 地域密着型サービス利用者数の状況 】

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
要支援 1	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
要支援 2	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)
要介護 1	56(1)	62(1)	54(0)	73(2)	75(0)
要介護 2	145(1)	134(1)	123(2)	150(2)	163(4)
要介護 3	161(2)	169(2)	179(1)	181(4)	175(3)
要介護 4	119(3)	130(3)	124(5)	135(4)	143(3)
要介護 5	74(1)	71(2)	104(3)	136(3)	140(3)
合 計	556(8)	567(9)	585(11)	675(15)	696(13)

各年度 3 月末日現在の数値です。

( ) 内は第 2 号被保険者です（再掲）。

### 【 地域密着型サービス利用件数の状況 】

サービスの種類	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
夜間対応型訪問介護	54	188	585	1,247	1,824
認知症対応型通所介護	3,402	4,345	4,585	4,567	4,925
小規模多機能型居宅介護	80	281	245	202	250
認知症対応型共同生活介護	2,162	2,262	2,198	2,110	2,113

各年度 1 年間の累計数値です。

## 4 各種軽減制度及び助成事業

### (1) 高額介護サービス費

サービス利用時に支払う1割の利用者負担額には、区民税の課税状況等によって1ヵ月あたりの上限額があり、上限額を超えた分は申請により高額介護サービス費として支給します。

#### 【 高額介護サービス費の支給状況 】

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
一般世帯(下記に該当しない方)	件数	13,285	8,715	8,976	10,230	10,675	
	世帯の負担 (上限額)37,200円/月 金額	115,065,409	59,158,991	63,249,897	71,487,683	75,273,247	
世帯全員の区民税が非課税	個人・世帯の負担 (上限額)24,600円/月	件数	18,867	5,036	5,483	5,855	6,287
		金額	172,501,829	28,622,682	31,804,212	38,160,538	41,461,364
	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方、または老齢福祉年金受給者 個人の負担 (上限額)15,000円/月	件数	9,794	25,482	27,271	29,296	31,387
		金額	108,369,393	290,369,367	310,526,494	352,592,916	382,911,975
世帯全員の区民税が非課税かつ老齢福祉年金受給者・生活保護受給者等	件数	665	284	224	214	158	
	個人・世帯の負担 (上限額)15,000円/月 金額	6,633,225	3,521,848	2,475,968	3,121,708	2,553,408	
合 計	件数	42,611	39,517	41,954	45,595	48,507	
	金額	402,569,856	381,672,888	408,056,571	465,362,845	502,199,994	

件数・金額とも、第2号被保険者利用分を含みます。

平成17年10月から、世帯全員の区民税が非課税等の区分が分割されました。

課税年金収入とは、区民税がかからない収入(障害年金・遺族年金・恩給)を除いた、老齢・退職年金をさします。

( 2 ) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

介護保険の被保険者が、1年間（毎年8月1日～翌年7月末）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額分は申請により、あとから支給されます。

平成21年度については、平成20年4月1日から平成21年7月31日までの16か月が対象期間となります。

【 高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給状況 】

区 分				平成 21 年度		平成 22 年度	
年齢別	75歳以上の 方の世帯	70歳～74歳の 方がいる世帯	70歳未満の 方がいる世帯	件数	金額	件数	金額
現役並み 所得者	世帯の負担 (上限額) 67万円	世帯の負担 (上限額) 67万円	世帯の負担 (上限額) 126万円	123	4,559,179	418	14,937,415
				金額		金額	
一 般	世帯の負担 (上限額) 56万円	世帯の負担 (上限額) 62万円	世帯の負担 (上限額) 67万円	57	1,547,667	251	5,857,822
				金額		金額	
低 所 得 者	世帯の負担 (上限額) 31万円	世帯の負担 (上限額) 31万円	世帯の負担 (上限額) 34万円	126	5,646,094	487	17,364,704
				金額		金額	
	世帯の負担 (上限額) 19万円	世帯の負担 (上限額) 19万円		536	23,236,683	2,145	74,881,095
				金額		金額	
合 計				842	34,989,623	3,301	113,041,036
				金額		金額	

低所得者 : 世帯全員が住民税非課税です。

低所得者 : 世帯全員が住民税非課税で所得が一定基準（年金収入80万円以下等）を満たす方です。

( 3 ) 利用者負担額の減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少し、財産に著しい損害を受けた場合、申請により一定期間利用者負担額が減免されます。

【 利用者負担額の減免件数の状況 】

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
減額（件数）	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
免除（件数）	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合計（件数）	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

( )内は第2号被保険者です（再掲）。

( 4 ) 特定入所者介護サービス費

介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)に入所・入院中の食費・居住費について、世帯全員の区民税が非課税等の場合に所得に応じて負担限度額が設定されています。

【 食費の自己負担額(負担限度額)減額件数の状況 】

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
世帯全員の区民税が非課税かつ 老齢福祉年金受給者等	200 (1)	220 (1)	282 (2)	280 (0)	224 (0)
世帯全員の区民税が非課税で本人の 合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	1,573 (25)	1,700 (30)	2,158 (38)	2,214 (35)	1,939 (38)
世帯全員の区民税が非課税で本人の 合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える方	433 (3)	505 (4)	595 (4)	667 (4)	588 (4)
合 計	2,206 (29)	2,425 (35)	3,035 (44)	3,161 (39)	2,751 (42)

各年度 3 月末日現在の数値です。

( ) 内は第 2 号被保険者の件数です(再掲)。

( 5 )旧措置入所者利用者負担額の減免・食費・居住費の自己負担額(特定負担限度額)の減額(平成 17 年 10 月から)

介護保険法施行前から介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所している場合、区民税の課税状況等に応じて利用者負担額が減免、食費・居住費の負担限度額(特定負担限度額)が設定されています。

【 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る利用者負担額の減免件数の状況 】

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
減額(件数)	87	75	61	49	37
免除(件数)	51	37	32	24	20
合計(件数)	138	112	93	73	57

【 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る特定負担限度額認定件数の状況 】

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
世帯全員の区民税が非課税かつ老齢福祉年金受給者等	食費	34	57	113	40	21
	居住費	114	97	142	59	44
世帯全員の区民税が非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	食費	198	135	76	89	83
	居住費	119	95	47	70	60
世帯全員の区民税が非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	食費	37	33	0	23	17
	居住費	36	33	0	23	17
合 計	食費	269	225	189	152	121
	居住費	269	225	189	152	121

各年度3月末日現在の数値です。

平成17年10月から施設給付について制度変更となりました。

(6) 高額介護サービス費等資金貸付事業

高額介護サービス費の支給や住宅改修費・福祉用具購入費の支給などの償還払いによる給付は、支給されるまでに2~3か月かかるため、その間必要な方に、保険給付見込額の範囲内で無利子で資金貸付を行います。

【 高額介護サービス費等資金貸付の状況 】

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
高額介護サービス費	件数	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0
福祉用具購入費	件数	2	4	1	3	2
	金額	149,112	191,620	13,608	179,478	154,808
住宅改修費	件数	6	5	12	7	6
	金額	721,013	523,472	1,568,670	651,078	431,100
合 計	件数	8	9	13	10	8
	金額	870,125	715,092	1,582,278	830,556	585,908

各年度3月末日現在の数値です。

## ( 7 ) 訪問介護利用者負担額助成事業

障害者施策等によるホームヘルプサービス利用者で、世帯の生計中心者が所得税非課税等の要件を満たす方は、訪問介護の利用者負担額を助成します。

### 【 訪問介護利用者負担額助成の状況 】

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
高齢者経過措置	認定者数	0	0	0	0	0
	件 数	3	0	0	0	0
	金 額	10,600	0	0	0	0
障害者支援措置	認定者数	95	94	87	0	0
	件 数	1,256	1,078	331	3	0
	金 額	8,304,984	4,986,052	1,278,331	47,344	0
合 計	認定者数	95	94	87	0	0
	件 数	1,259	1,078	331	3	0
	金 額	8,315,584	4,986,052	1,278,331	47,344	0

各年度 3 月末日現在の数値です。

認定者数は 1 年間の認定者数合計、件数・金額は 1 年間の助成件数・金額合計です。

平成 18 年度から制度改正のため、対象の方の要件が変更となっています。

高齢者の経過措置制度は平成 16 年度で終了しました。

高齢者経過措置欄の平成 18 年度の助成件数・助成金額は、平成 16 年度中に認定を受けた方、平成 16 年度中に利用したサービスに対する助成の実績です。

障害者支援措置制度は平成 20 年 6 月で終了しました。

障害者支援措置欄の平成 21 年度の助成件数・助成金額は、過年度請求分の支出分の実績です。

## ( 8 ) 住宅改修支援助成事業 ( ケアマネジャー等支援事業 )

ケアマネジャー等が住宅改修のため理由書を作成した場合、その所属する居宅介護支援事業者等に 1 件 2,000 円を支給します。

### 【 住宅改修支援助成 ( ケアマネジャー等支援 ) の状況 】

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
件 数	71	84	99	60	82
金 額	142,000	168,000	198,000	120,000	164,000

各年度 3 月末日現在の数値です。

住宅改修支援は、平成 15 年 4 月から居宅介護支援の提供を受けていない要介護者等に対する作成のみが対象です。

( 9 ) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成

都と区に実施を申し出たサービス事業者が、介護保険サービスの提供を行うにあたり、低所得者のうち特に生計が困難である利用者に対し、利用者負担額（介護費負担）の軽減を行った場合、その費用の一部を区が事業者に助成します。対象となる利用者には、区が「確認証」を交付します。

【 確認証発行件数及びサービス事業者への助成の状況 】

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
確認証発行件数	100	87	81	238	271
助成事業者数	63	57	49	82	77
金 額	2,108,148	2,218,247	2,061,929	3,774,389	5,411,093

各年度 3 月末日現在の数値です。

( 10 ) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る特別助成

上記「生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成」の確認を受けた方について、同一月の利用者負担額（介護費負担）の 2 分の 1 をあとから助成します。

【 助成件数及び助成額の状況 】

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
助成件数	179	1,106	2,131
金 額	814,394	4,517,736	8,420,744

各年度 3 月末日現在の数値です。

( 11 ) 家族介護慰労金事業

要介護 4 または要介護 5 の認定を受けた方で、次の支給要件に該当し、在宅で 1 年間介護している同居家族の方に、10 万円の慰労金を支給します。

< 支給要件 >

介護保険サービスを 1 年間利用していない場合(7 日以内のショートステイ利用を除きます。)  
世帯全員の区民税が非課税

【 家族介護慰労金支給の状況 】

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
件 数	2	2	3	2	2
金 額	200,000	200,000	300,000	200,000	200,000

各年度 3 月末日現在の数値です。

(12) 介護保険サービス利用者負担額助成事業(区制度)

老齢福祉年金受給者等で世帯全員の区民税が非課税の方と福祉事務所から境界層該当証明書を交付された方については、利用者負担上限額を月額3,000円とし、それを超えた分について区が助成します。

【 介護保険サービス利用者負担額助成の状況 】

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
件 数	738	444	332	261	203
金 額	7,094,977	4,459,958	3,390,178	2,847,511	2,127,282

各年度3月末日現在の数値です。



## 5 介護予防事業の実施

介護予防・認知症予防の普及啓発や地域の介護予防・認知症予防活動への支援を強化するとともに、介護リスクの高い高齢者を把握して、リスク内容に応じた介護予防事業を実施しています。なお、この事業は介護保険の居宅介護予防サービスとは別のものです。

### (1) 介護予防の普及啓発（一般高齢者施策）

介護保険認定を受けていない元気な高齢者（一般高齢者）などに対して、介護予防・認知症予防の必要性を普及啓発するために、講演会や介護予防・認知症予防情報誌の発行及びイベントの開催、講座、教室を実施しています。

#### 介護予防講演会・講座・教室

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
延 回 数	159 回	230 回	214 回
参加者延人数	6,486 人	9,301 人	6,274 人

#### 足腰げんき教室

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
教室数（延回数）	82 教室（328 回）	84 教室（336 回）	84 教室（336 回）
参加実人数（延人数）	935（3,038）人	1,050（4,020）人	1,264（4,247）人

#### 高齢者健康講座

##### ア 水中ゆらゆら歩行

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
実施回数	1 回	4 回	4 回
参加人数	20 人	98 人	97 人

##### イ おはよう筋力スタジオ

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
実施回数	1 回	4 回	4 回
参加人数	18 人	74 人	76 人

ウ 懐かしのあのうたこのうた

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
実施回数	1 回	4 回	4 回
参加人数	10 人	39 人	46 人

エ 65 歳からの健康セミナーと癒しのコンサート

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
実施回数	1 回	2 回	2 回
参加人数	182 人	315 人	258 人

認知症予防講演会

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
講演会回数	2 回	1 回	1 回
参加実人数	1,378 人	796 人	644 人

認知症予防教室

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
教 室 数	7 教室	7 教室	7 教室
参加実人数	161 人	142 人	103 人

認知症予防のためのウォーキング（講座・教室等）

認知症予防に効果があると言われている有酸素運動のウォーキングを継続するため、仲間づくりを意識した教室や講座、イベントを開催しています。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
教 室 数	23 回	80 回	108 回
参加延人数	368 人	2,386 人	4,947 人

### 地域ささえ愛グループ支援

病気や加齢などで家に閉じこもりがちな高齢者などの生きがいと社会参加の促進を図るため、自主的に心身機能の維持向上の活動を行っているグループを支援しています。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
グループ数	82 グループ	81 グループ	81 グループ
活 動 回 数	1,906 回	1,913 回	1,926 回
参加者延人数	23,063 人	22,752 人	22,477 人

### 地域介護予防普及のための人材育成

介護予防・認知症予防について正しい知識を持ち各事業で活動し、地域での介護予防・認知症予防の普及にあたる人材を育成しています。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
介護予防サポーター (登録者数)	97 人	116 人	125 人
ウォーキングリーダー (登録者数)	22 人	42 人	53 人

### (2) 介護リスクに対応した介護予防事業(特定高齢者施策)

区民健康診査等による生活機能評価で把握した要支援・要介護状態になる前段階で、生活機能の低下のある対象者(特定高齢者)に対し、運動器の機能向上や閉じこもり予防、栄養改善、口腔機能の向上に向けた介護予防事業を勧めています。

#### 特定高齢者把握事業

要介護状態になるおそれの高い高齢者を、区民健康診査等において、基本チェックリストを用いて生活機能評価を行い、特定高齢者として把握しています。

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
特定高齢者把握数	6,482 人	8,725 人	4,014 人

## 通所型介護予防事業

### ア 転倒予防教室

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
教室数 (延回数)	35 教室 (420 回)	35 教室 (420 回)	29 教室 (347 回)
参加実人数(延人数)	251 (2,423) 人	279 (2,748) 人	181 (1,780) 人

### イ こころとからだ元気教室

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
教室数 (延回数)	14 教室 (333 回)	14 教室 (302 回)	12 教室 (180 回)
参加実人数(延人数)	163 (2,202) 人	135 (2,035) 人	72 (905) 人

### ウ 若返るぞ！筋力アップ応援教室

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
教室数 (延回数)	12 教室 (336 回)	12 教室 (336 回)	9 教室 (252 回)
参加実人数(延人数)	122 (2,915) 人	137 (3,024) 人	115 (2,669) 人

### エ 口腔機能向上教室

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
教室数 (延回数)	5 教室 (35 回)	8 教室 (56 回)	8 教室 (56 回)
参加実人数(延人数)	54 (329) 人	77 (452) 人	50 (293) 人

### オ 栄養満点教室

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
教室数 (延回数)	13 教室 (61 回)	10 教室 (50 回)	4 教室 (29 回)
参加実人数(延人数)	39 (119) 人	21 (69) 人	14 (95) 人

## 訪問型介護予防事業

### 訪問指導 (保健・リハビリ・栄養・歯科)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
訪問実人数	125 人	77 人	62 人
訪問延回数	1,088 回	621 回	589 回

## 6 介護保険料

### (1) 第1号被保険者

#### 保険料額

第1号被保険者の保険料は、保険給付費の見込み額や高齢者人口などを基に算定し、杉並区介護保険条例で定めています。平成21～23年度までの保険料額は、基準年額を48,000円（第5段階）とし、区民税の課税状況等により下表のとおり11段階の保険料を設定しています。

#### 【 保険料額（平成21年度～23年度） 】

段 階	対 象 者	保 険 料
第1段階 基準年額×0.4	生活保護受給の方または世帯全員が区民税非課税で本人が老齢福祉年金受給の方	年19,200円 (月1,600円)
第2段階 基準年額×0.5	世帯全員（一人世帯を含む）が区民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年24,000円 (月2,000円)
第3段階 基準年額×0.75	世帯全員（一人世帯を含む）が区民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	年36,000円 (月3,000円)
第4段階 基準年額×0.83	本人が区民税非課税で他の世帯員が区民税課税であり、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年39,840円 (月3,320円)
第5段階 基準年額	本人が区民税非課税で他の世帯員が区民税課税であり、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	年48,000円 (月4,000円)
第6段階 基準年額×1.08	本人が区民税課税の方(合計所得金額125万円未満)	年51,840円 (月4,320円)
第7段階 基準年額×1.25	本人が区民税課税の方(合計所得金額125万円以上200万円未満)	年60,000円 (月5,000円)
第8段階 基準年額×1.5	本人が区民税課税の方(合計所得金額200万円以上300万円未満)	年72,000円 (月6,000円)
第9段階 基準年額×1.57	本人が区民税課税の方(合計所得金額300万円以上500万円未満)	年75,360円 (月6,280円)
第10段階 基準年額×1.75	本人が区民税課税の方(合計所得金額500万円以上1,000万円未満)	年84,000円 (月7,000円)
第11段階 基準年額×1.83	本人が区民税課税の方(合計所得金額1,000万円以上)	年87,840円 (月7,320円)

## 保険料の納付方法

受給している年金（老齢福祉年金を除く。）が年額 18 万円以上の方は、年金から引き落としされる特別徴収となり、それ以外の方は、納付書または口座振替で納付する普通徴収になります。

### 【 保険料特別徴収・普通徴収納付の状況 】

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
被保険者数 (A)	98,648	100,790	103,263	104,833	105,197
特徴結果数 (B)	81,594	83,043	85,160	87,228	90,301
普徴者数 (A - B = C)	17,054	17,747	18,103	17,605	14,896
普徴口座振替数 (D)	5,118	4,568	3,939	3,631	3,330
普徴納付書納付者数 (C - D = E)	11,936	13,179	14,053	13,974	11,566
Eの占める割合 (E / A)	12.10%	13.08%	13.72%	13.33%	10.99%

被保険者数 (A) は、各年度 3 月末現在の数値です。

特徴結果数 (B) は、各年度 2 月引き落とし分の件数です。

普徴口座振替数 (D) は、各年度 3 月振替分の件数です。

### 【 保険料収納状況 (決算額) 】

(単位：円)

年度	区分	調定額 A	収入額 B	還付未済額 C	収納率 D (B-C) ÷ A	未納額 E A - (B-C)	不能欠損額
18	特別徴収	4,300,026,600	4,306,808,891	6,782,291	100.00%	0	0
	普通徴収	1,001,467,470	885,353,833	1,682,573	88.24%	117,796,210	0
	合計	5,301,494,070	5,192,162,724	8,464,864	97.78%	117,796,210	0
	滞納繰越分	135,430,793	30,549,647	103,220	22.48%	104,984,366	47,054,851
19	特別徴収	4,687,424,880	4,693,874,190	6,449,310	100.00%	0	0
	普通徴収	794,020,860	674,903,800	1,011,790	84.87%	120,128,850	0
	合計	5,481,445,740	5,368,777,990	7,461,100	97.81%	120,128,850	0
	滞納繰越分	175,501,655	42,111,705	128,650	23.92%	133,518,600	45,842,500
20	特別徴収	4,773,156,920	4,779,394,920	6,238,000	100.00%	0	0
	普通徴収	829,832,400	699,588,730	1,223,020	84.16%	131,466,690	0
	合計	5,602,989,320	5,478,983,650	7,461,020	97.65%	131,466,690	0
	滞納繰越分	206,856,550	41,026,830	87,310	19.79%	165,917,030	65,212,840
21	特別徴収	4,546,137,140	4,552,438,760	6,301,620	100.00%	0	0
	普通徴収	741,616,900	622,926,810	1,050,130	83.85%	119,740,220	0
	合計	5,287,754,040	5,175,365,570	7,351,750	97.74%	119,740,220	0
	滞納繰越分	231,770,350	44,418,480	141,220	19.10%	187,493,090	68,339,040
22	特別徴収	4,622,679,500	4,629,037,380	6,357,880	100.00%	0	0
	普通徴収	678,275,030	568,619,820	1,290,210	83.64%	110,945,420	0
	合計	5,300,954,530	5,197,657,200	7,648,090	97.91%	110,945,420	0
	滞納繰越分	238,587,430	44,158,630	320,660	18.37%	194,749,460	70,716,520

## 保険料の減免

### (ア) 病気や災害等による減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少したり、財産に著しい損害を受けた場合、保険料減免の申請により保険料が減免されます。

#### 【 保険料減免の状況 】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
件 数	0	2	1	0	4
減免額	0	18,900	6,300	0	53,920
主な減免事由		災害等	災害等		災害等

### (イ) 生計困難者に対する減額制度

その年度の保険料段階が第 1 ~ 3 段階の方のうち、収入、資産も少なく生計困難者と認める場合、申請により保険料が減額されます（平成 21 年度より開始）。

#### 【 保険料減免の状況 】

	平成 21 年度	平成 22 年度
件 数	1,269	847
減免額	17,313,100	11,574,500

### (2) 第 2 号被保険者

加入している医療保険で保険料を算出・徴収します。徴収した保険料は、社会保険診療報酬支払基金を通じ、区市町村に交付されます。

#### 【参考】杉並区国民健康保険における介護分保険料について

杉並区国民健康保険納入通知書に記載されている介護分保険料は、世帯の中の国保加入者ごとに計算し、その合計額が世帯としての介護分保険料として算定されています。

## 7 介護保険財政

保険給付に必要な費用は、利用者が負担する以外に、第1号被保険者（65歳以上）保険料と第2号被保険者保険料（40歳以上64歳まで）及び国・都・区の公費を財源としています。

平成21年度から平成23年度までの財源の負担割合は次のとおりです。

### 【 保険給付費の負担割合 】

費用区分		保険料		公費		
負担区分		第1号被保険者	第2号被保険者	国	都	区
負担割合	(居宅給付)	20%	30%	25%	12.5%	12.5%
	(施設等給付)			20%	17.5%	

(国の負担割合には調整交付金5%を含みます)

### 【 地域支援事業費の介護予防事業費 負担割合 】

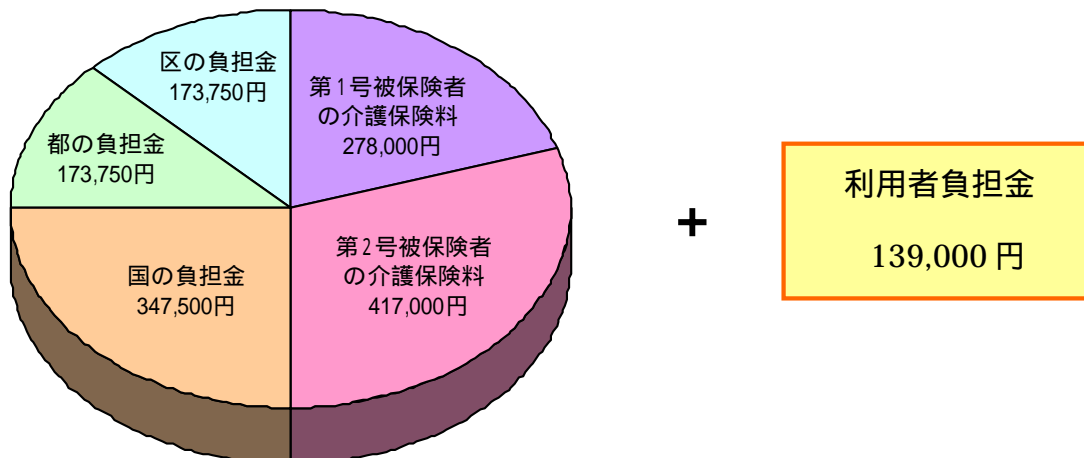
費用区分		保険料		公費		
負担区分		第1号被保険者	第2号被保険者	国	都	区
負担割合		20%	30%	25%	12.5%	12.5%

### 【 地域支援事業費の包括的支援事業費 負担割合 】

費用区分		保険料		公費		
負担区分		第1号被保険者		国	都	区
負担割合		20%		40%	20%	20%

22年度一人当たりの介護給付費

1,390,000円(総給付費 / 要介護認定者数)の財源構成は・・・





## 【平成22年度決算額内訳（歳入）】

（単位：円）

科 目		予算現額	決算額
歳 入	保険料	5,272,136,000	5,241,815,830
	使用料及び手数料	1,000	0
	国庫支出金	6,567,634,000	6,491,442,887
	介護給付費負担金	5,017,921,000	4,952,409,387
	調整交付金	1,283,002,000	1,272,322,000
	地域支援事業（介護予防事業）	114,359,000	114,359,500
	地域支援事業（包括的支援事業）	152,352,000	152,352,000
	支払基金交付金	8,637,825,000	8,544,017,984
	介護給付費交付金	8,500,594,000	8,426,527,984
	地域支援事業支援交付金	137,231,000	117,490,000
	都支出金	4,360,444,000	4,352,908,010
	介護給付費負担金	4,227,088,000	4,219,552,260
	地域支援事業（介護予防事業）	57,179,000	57,179,750
	地域支援事業（包括的支援事業）	76,176,000	76,176,000
	財政安定化基金支出金	1,000	0
	財産収入	19,319,000	21,450,219
	繰入金	5,247,093,000	5,248,932,330
	介護給付費繰入金	3,524,748,000	3,524,747,000
	地域支援事業（介護予防事業）	57,180,000	57,179,000
	地域支援事業（包括的支援事業）	76,176,000	76,175,000
	地域支援事業（その他地域支援事業）	370,755,000	370,754,000
	事務費等繰入金	553,154,000	553,154,000
	介護給付費準備基金繰入金	552,148,000	552,149,000
	介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金	112,932,000	114,774,330
	繰越金	179,171,000	179,171,914
	寄付金	1,000	0
	諸収入	20,433,000	23,411,465
合 計	30,304,057,000	30,103,150,639	

【平成22年度決算額内訳（歳出）】

（単位：円）

科 目		予算現額	決算額	
歳 出	総務費	425,714,000	398,307,344	
	保険給付費	28,203,282,000	27,886,301,534	
		介護サービス等諸費	25,139,396,000	24,869,544,664
		介護予防サービス等諸費	1,584,455,000	1,584,454,570
		高額介護サービス費	524,702,000	502,199,994
		高額医療合算介護サービス費	120,312,000	113,041,036
		特定入所者介護サービス等費	783,442,000	769,335,540
		審査支払手数料	50,975,000	47,721,730
	財政安定化基金拠出金	0	0	
	基金積立金	34,608,000	34,608,000	
	地域支援事業		1,162,337,485	
		介護予防事業	460,389,000	401,531,165
		包括的支援事業	380,880,000	374,055,600
		その他地域支援事業	390,214,000	386,750,720
諸支出金	288,812,000	284,730,776		
予備費	120,158,000	0		
合 計		29,072,574,000	29,766,285,139	

【平成22年度決算額内訳（歳入・歳出科目別割合）】

歳 入	
科 目	割 合
保険料	17.41%
国庫支出金	21.56%
支払基金交付金	28.38%
都支出金	14.46%
財産収入	0.07%
繰入金	17.44%
繰越金	0.60%
諸収入	0.08%
合 計	100.00%

歳 出	
科 目	割 合
総務費	1.34%
保険給付費	93.68%
基金積立金	0.12%
地域支援事業費	3.90%
諸支出金	0.96%
合 計	100.00%

【平成22年度介護保険関係各種基金残高】（平成23年3月末時点）

基金名	残 高
介護給付費準備基金	1,995,340 千円
介護従事者処遇改善臨時特例基金	132,628 千円
NPO等介護保険事業者資金貸付金	28,867 千円
介護保険事業者緊急資金貸付金	4,500 千円
高額介護サービス費等資金貸付基金	10,000 千円

## 8 介護保険運営協議会

介護保険事業に関して次の事項を調査審議し、区に必要な提言を行います。

主な業務は、次のとおりです。

- (ア) 杉並区介護保険事業計画に関すること。
- (イ) 介護保険事業に係る相談苦情事例の対応及び改善策に関すること。
- (ウ) 区の地域包括支援センターの適正な運営の確保に関すること。
- (エ) 区の介護施設等の整備に関すること。
- (オ) 区の地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに関すること。
- (カ) その他介護保険事業に関連する区の保健福祉事業に関すること。

【 委員数 】( 委員数は杉並区介護保険条例第 8 条で 22 人以内と定められています。)

区 民	区議会 議 員	学 識 経 験 者	保健医療 関 係 者	福 社 関 係 者	合 計
6	2	3	3	8	22

【 開催実績 】

	開 催 日	主 な 内 容
第 1 回	平成 22 年 6 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防事業の実績、平成 22 年度の取り組みについて</li> <li>・ 平成 22 年度「高齢者実態調査」の実施について</li> <li>・ 「介護の日」イベント事業の実施について</li> <li>・ 平成 21 年度 杉並区介護保険事業の実績について</li> <li>・ 平成 22 年度 介護保険事業者支援事業について</li> <li>・ 「平成 21 年度介護保険にかかる苦情・相談のまとめ」について</li> <li>・ 地域包括支援センター年間事業計画及び 21 年度事業実施状況について</li> <li>・ 地方分権改革に係る介護保険条例の改正等について</li> </ul>
第 2 回	平成 22 年 10 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域支援事業実施要綱の改正に伴う区の対応について</li> <li>・ 地域密着型サービス事業所の指定について</li> <li>・ 地域密着型サービス事業所の指定及び利用同意の考え方について</li> <li>・ 地域包括支援センター（ケア 24）の事業評価の結果について</li> </ul>
第 3 回	平成 23 年 3 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 5 期杉並区介護保険事業計画の策定方針について</li> <li>・ 杉並区高齢者実態調査報告書について</li> <li>・ 地域密着型サービス事業所の指定及び更新、開設予定について</li> <li>・ 要介護認定にかかる有効期間の見直しについて</li> <li>・ 平成 23 年度新規拡充事業について               <ul style="list-style-type: none"> <li>介護用品代金助成の概要</li> <li>「ほっと一息、介護者ヘルプ」の概要</li> <li>「安心おたっしや訪問」事業の概要</li> </ul> </li> <li>杉並区在宅療養支援対策の充実について</li> </ul>

## 9 介護保険相談

被保険者やその家族から介護保険制度に係る苦情・意見・要望を受け、関係事業者や関係機関と問題解決に向けた調整を行います。また、介護保険サービスについて、事業者の改善が必要な場合は、助言や指導を行います。

### 【 苦情・意見要望件数の状況 】

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
要介護認定	9	6	11	7	15
介護保険料	16	8	11	14	1
介護保険サービス供給量	8	3	5	3	21
介護事業者及び保険給付	86	89	104	86	112
その他	87	65	83	65	105
合 計	206	171	214	175	254

### 【 相談対応件数の状況 】

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
相談者への説明・助言	128	83	111	110	183
当事者間を調整	67	87	100	63	41
他機関を紹介	5	1	0	0	1
その他	6	0	3	2	29
合 計	206	171	214	175	254

### 【 都国民健康保険団体連合会との調整及び都介護保険審査会への審査請求件数の状況 】

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
東京都国民健康保険団体連合会との調整	1	2	3	0	0
東京都介護保険審査会への審査請求	1	2	1	0	0
合 計	2	4	4	0	0

## 10 介護サービス事業者の支援

### (1) 介護サービス従事者研修

質の高い介護保険サービスを確保するため、介護サービス事業者の協議会等と共催で、専門的・実践的な研修を行います。

#### 【 研修実績 】

名 称	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
訪問介護事業者研修会	1	2	3	2	2
すぎなみ介護保険サービス事業者の会研修会	1	1	0	0	0
居宅介護支援事業者研修会	0	1	1	0	0
地域密着型サービス事業者研修会	0	1	0	0	0
通所介護・通所り八研修会	1	0	4	4	2
合 計	3	5	8	6	4

### (2) ケアマネジャー支援事業

杉並区居宅介護支援事業者協議会等と共同し、研修や会議などを実施します。

#### 【 ケアマネジメント支援 】

主 催	内 容	担当課
地域包括支援センター (ケア24)	認知症、精神障害、虐待、成年後見人等ケアマネジャーのみでは対応困難なケースの助言 ケース支援のためのアセスメントや、援助の方向性に関する総合的な助言	高齢者在宅支援課

#### 【 地域ケア会議の開催 】

主 催	内 容	担当課	回数
地域包括支援センター (ケア24)	ケアマネジャー間の情報交換 ケアマネジメントの質の向上や連携強化に向けた支援	高齢者在宅支援課	156

【 ケアマネジメント研修 】

名 称	内 容
ケアマネジメント 研修	介護保険法令について 認知症について 成年後見制度について スーパービジョンについて
訪問指導研修	“うつ”高齢者への支援 ～予防・早期発見の始点から私たちに求められる支援とは～ 知っておきたい高齢期の食事 ～嚥下機能（租借・嚥下）の視点から適切な食形態について～ ロコモティブシンドロームについて
高齢者虐待研修	基本研修 ・高齢者虐待対応とネットワーク ・高齢者虐待防止という困難な仕事にワクワク取り組むために ～臨床心理学から～ 応用研修 ・養護者と相談関係を築きにくいときの声のかけ方、本音の引き出し方 ～面接や質問の仕方をロールプレイから学ぶ～ ・日常のなかに隠れた強みに気付く ～“ストレングスマodel”の体験プログラム～

(3) NPO等介護保険事業者資金貸付

介護保険事業への参入を促進するため、この事業を行う区内のNPO法人等に対し、無利子で貸付を行います。また、平成20年度単年度事業として、産業融資制度対象外の介護保険事業者である区内のNPO法人等を対象に、物価高騰の状況を踏まえ緊急に無利子で貸付を行いました。

【 NPO等介護保険事業者資金貸付実績 】

貸付の種類	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
NPO等介護保険事業者資金貸付	0	0	0	1	0
介護保険事業者緊急資金貸付			2		

#### ( 4 ) 地域密着型サービス事業者の指定

平成 18 年度より地域密着型サービスが創設され、区が指定を行うこととなりました。

#### 【 地域密着型サービス事業者の指定の状況 】

サービスの種類	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
夜間対応型訪問介護	1	0	1	0
認知症対応型通所介護	2	1	1	1
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	3	0	0	1
合 計	6	1	2	2

## 11 介護サービス事業者の指導

介護保険サービスの質の向上に向けて、区内に事業所を持つ介護サービス事業者の運営指導を行います。

### (1) 実地指導等の状況

(数字は事業所数)

サービスの種類	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
居宅介護支援	9	12	17	13	25
介護予防支援	-	-	-	-	5
訪問介護	8	9	10	12	12
訪問入浴介護	0	0	0	1	0
訪問看護	0	1	3	2	0
訪問リハビリテーション	0	0	1	0	0
通所介護	0	0	5	8	14
通所リハビリテーション	0	0	0	1	0
特定施設入居者生活介護	0	0	2	3	1
福祉用具貸与	0	0	0	2	2
特定福祉用具販売	0	0	0	2	2
みなし指定	0	0	1	0	0
基準該当	4	2	1	0	0
老人保健施設	3	3	3	1	1
認知症対応型共同生活介護	7	7	10	4	4
認知症対応型通所介護	9	15	16	8	2
小規模多機能型居宅介護	0	1	1	0	0
夜間対応型訪問介護	1	1	1	1	0
合 計	41	51	71	58	68

### (2) 集団指導

毎年、一定の場所に集めて指導することで、効率的に普及啓発を図ることができると思われる事項について集団指導を行っています。平成22年度は東日本大震災の影響により中止としたため、今年度の指導結果についての資料を全事業所に送付しました。



## 12 広報普及活動

区民の皆様、介護保険の趣旨や利用方法について、理解を深めるための冊子等の作成、広報すぎなみへの掲載、ホームページ等の広報活動を行っています。

また、平成 22 年 11 月 5 日に「介護の日」の記念イベントを開催し、介護に関する講演会・認知症サポーター養成講座・高齢者福祉事業案内等を行なっています。

### 【 ちらし・パンフレット・冊子 】

タイトル等	配布方法・配布場所
65 歳到達者用パンフレット	65 歳到達者へ郵送
介護保険利用者ガイドブック	区窓口及びケア 2 4 で配布
介護保険だより（点字版・テープ版あり）	保険料通知書に同封
介護保険事業者マップ	区窓口及びケア 2 4 で配布
給付制限案内用パンフレット	対象者へ郵送
生計が困難な方の介護保険料減額のご案内	対象者へ郵送
要支援 1・2 の認定結果を受けた方へ	対象者へ郵送
要介護の認定結果を受けた方へ	対象者へ郵送
介護保険料の年金引き落とし額調整のお知らせ	対象者へ郵送
介護の日イベントポスター・ちらし	区施設、ケア 2 4

### 【 広報すぎなみ（主な掲載記事） 】

記事名	配布方法・配布場所
介護保険料納入通知書発送（4 月 仮算定）	新聞折込、公共施設等で配布
介護保険料 6・8 月の特別徴収額の調整	
介護保険料納入通知書発送（7 月 本算定）	
高額医療・高額介護合算制度	
介護の日 記念イベント	

### 【 ホームページ 】

タイトル	掲載内容
杉並区の介護保険（区内介護サービス）	事業所の空き情報

## 介護保険制度のあゆみ

平成 8 年	11 月	第 139 回臨時国会に介護保険関連 3 法案（介護保険法、介護保険法施行法、医療法の一部を改正する法律）の提出（国）
平成 9 年	12 月	介護保険関連 3 法の公布（12 月 17 日）（国）
平成 10 年	2 月	介護保険制度推進会議を設置（区）
平成 11 年	4 月	介護支援専門員に関する省令の公布（国）
	5 月	杉並区介護保険事業懇談会を設置（区）
	7 月	介護保険制度のための高齢者実態調査を実施（区）
	12 月	介護保険法施行令、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の公布（国）
	2 月	「介護保険事業計画のあり方」を報告（区）
平成 12 年	3 月	介護保険法施行規則、指定居宅サービスの事業等の人員・設備及び運営に関する基準、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の公布（国）
	4 月	介護保険課を設置（区） 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の公布（国）
	9 月	第 1 号被保険者該当のお知らせを送付（区）
	10 月	要介護認定の申請受付を開始（区）（10 月 1 日） 「介護保険事業計画素案」の住民説明会を開催（区）
	11 月	介護保険法の円滑な実施のための特別対策の発表（国）
	2 月	介護報酬単価の決定（国） 「介護保険事業計画」を策定（区）
	3 月	第 1 号被保険者に介護保険被保険者証を一斉交付（区） 介護保険制度の住民説明会を開催（区）
	4 月	介護保険法の施行（国）（4 月 1 日） 杉並区介護保険条例を施行（区）（4 月 1 日） 介護保険運営協議会を設置（区）
平成 13 年	8 月	第 1 号被保険者に保険料賦課決定通知書を郵送（区）
	11 月	杉並区介護保険サービス利用状況調査を実施（区）
	4 月	家族介護慰労金事業を開始（区） 介護保険サービス利用者負担額助成事業を開始（区）
平成 14 年	10 月	保険料本来額徴収を開始（区）（保険料基準月額 2,940 円） 杉並区介護保険に関する調査を実施（区）
	1 月	生計困難者に対する利用者負担額軽減制度を実施（区）
平成 15 年	10 月	「第 2 期介護保険事業計画素案」を公表（区）
	3 月	介護報酬の改定（国） 「第 2 期介護保険事業計画」を策定（区）
	4 月	第 1 号被保険者の介護保険料基準月額を 3,000 円に改定（区）
	12 月	介護給付費通知書を郵送（介護費用適正化特別対策事業）（区）

平成 16 年	10 月	高齢者実態調査及び介護保険実態調査を実施(区)
平成 17 年	10 月	介護保険法等の一部を改正する法律の一部施行(10月1日)(国) ・施設給付見直し ・特定入所者介護サービス費等新設 第3期介護保険事業計画素案」を公表し住民説明会を開催(区)
平成 18 年	3 月	介護報酬の改定(国) 第3期介護保険事業計画」を策定し住民説明会を開催(区)
	4 月	介護保険法等の一部を改正する法律の施行(4月1日)(国) ・介護予防サービスの新設 ・介護サービスの内容改定 ・地域密着型サービスの新設 ・保険者機能の強化 ・要介護認定調査項目の変更(79項目 82項目) 第1号被保険者の介護保険料基準月額を4,200円に改定(区) 地域支援事業の開始(国) 住所地特例対象施設の範囲拡大(国)
	10 月	障害年金・遺族年金からの特別徴収開始(国)
平成 19 年	4 月	介護保険料(特別徴収分)の補足回数を変更(年1回 4回)(区)
	5 月	介護保険料(特別徴収分)について平準化を開始(区)
	10 月	高齢者実態調査及び介護保険実態調査を実施(区)
平成 20 年	10 月	第4期介護保険事業計画(案)の作成 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る特別助成の実施(区)
	11 月	第4期介護保険事業計画(案)の公表・区民意見受付(区) 厚生労働省が11月11日を「介護の日」とする 杉並区「介護の日」記念講演会開催(11月18日)
平成 21 年	3 月	「介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律」施行(国) 介護報酬プラス3%改定の政府決定(国) 介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付(国) 第4期介護保険事業計画の策定・公表(区) NPO等介護保険事業者緊急資金貸付の実施(区)
	4 月	介護保険法等の一部を改正する法律の施行(4月1日)(国) ・介護報酬の改定 ・要介護認定調査項目の変更(82項目 72項目) 第1号被保険者の介護保険料基準月額を4,000円に改定(区) 生計が困難な方の介護保険料減額制度開始(区) 介護保険サービス事業所非常勤職員健康診断等助成の実施(区) 高額医療合算介護(介護予防)サービス費制度開始(国)
	7 月	裁判員制度に伴う介護保険利用者負担額軽減制度の施行(区)
	10 月	月要介護認定の調査方法一部見直し(国)

平成 22 年	4 月	地域密着型サービスにおける外部評価（第三者評価）の実施回数緩和の実施（都）
	9 月	高齢者実態調査を実施（区）
	10 月	介護保険実態調査を実施（区）
平成 23 年		緊急雇用対策「介護雇用プログラム」事業開始（～22 年度中）（区）
	3 月～	東日本大震災等により被災した介護保険の被保険者への対応について（国）（都）
	4 月	要介護認定に係る有効期間の見直し（区）
	7 月	宿泊サービスを提供している指定通所介護事業所等の都独自基準及び届出・公表制度の開始（都）

平成23年度版 すぎなみの介護保険（平成22年度実績）

平成23年9月発行

編集・発行 杉並区保健福祉部介護保険課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL(03)3312-2111(代)

杉並区のホームページでご覧になれます。

<http://www.city.suginami.tokyo.jp>

登録印刷物番号

23-0019

